

内閣参質一四一第七号

平成九年十一月二十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質

問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「地位協定」という。）第二条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域であるキャンプ・シュワブに関する日本国政府及びアメリカ合衆国政府の間の合意による当該施設及び区域における水域の区域、用途及び制限の内容は、別添資料のとおりである。

二について

御指摘の水域に設定されている漁業権は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき沖縄県知事が平成五年沖縄県告示第五百五十二号で定めた共同第五号及び共同第七号の漁場に係る第一種共同漁業権及び第二種共同漁業権である。これらの漁業権者は、共同第五号については名護漁業協同組合（免許番号共同第五号）であり、共同第七号については石川市漁業協同組合、金武漁業協

同組合及び宜野座村漁業協同組合の共有（免許番号共同第七号）である。また、当該漁業権を行使する者は、免許番号共同第五号の漁業権については名護漁業協同組合の組合員、免許番号共同第七号の漁業権については石川市漁業協同組合、金武漁業協同組合及び宜野座村漁業協同組合の組合員であると承知している。

### 三及び四について

御指摘の海上ヘリポート建設に伴う漁業権の取扱い及び漁業行為の可否については、現段階において、海上ヘリポートの工法及び建設場所が具体的に決定されたわけではなく、関係者の意向も明らかではないことから、具体的な答弁は差し控えたい。

### 五について

一般論として、御指摘の海上ヘリポートの建設場所となる水域が、既に地位協定第二条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域内にある場合には、水域の新たな提供に関する日本国政府及びアメリカ合衆国政府の間の合意は必要ない。また、同条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域内の水域について、その用途、制限等に関し従来の両政府間の合意内容を変更

する必要が生じる場合には、新たな両政府間の合意が必要であると考えられる。

## 別添資料

キャンプ・シュワブにおいてアメリカ合衆国が使用を許されている水域の区域、用途及び制限

### 一 区域

(一) 第一区域 次の二点を両端とする陸岸の前面五〇メートル以内の区域

ア 北緯二六度三二分四〇秒、東経一二八度〇二分五一秒

イ 北緯二六度三〇分五七秒、東経一二八度〇二分一六秒

(二) 第二区域 (一)アの点から真方位九〇度に引いた線と(一)イの点から真方位一三二度四五分に引いた線との間の陸岸の前面五〇〇メートル以内の区域

(三) 第三区域 次の五点を順次に結ぶ線及び陸岸によって囲まれる区域

ア 北緯二六度三二分〇〇秒、東経一二八度〇五分二四秒

イ 北緯二六度二九分三四秒、東経一二八度〇八分一三秒

ウ 北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇三分四九秒

エ 北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇一分三五秒

オ 北緯二六度二八分四二秒、東経一二七度五九分五七秒

ただし、次の区域及び辺野古漁港を除く。

次の三点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（ただし、カとクの各点を結ぶ線は、陸岸とする。）

カ 北緯二六度三二分四八秒、東経一二八度〇二分一〇秒

キ 北緯二六度三二分五一秒、東経一二八度〇二分二八秒

ク 北緯二六度三三分〇〇秒、東経一二八度〇二分三七秒

(四) 第四区域 次の三点を順次に結ぶ線の両側二〇〇メートルに引いた線及び陸岸によって囲まれる区域

ア 北緯二六度三一分二四・五秒、東経一二八度〇三分〇二秒

イ アの点から真方位八〇度の線上一、〇〇〇メートルの点

ウ イの点から真方位一四五度の線上二、一五〇メートルの点

(五) 第五区域 次の二点とその点をそれぞれ起点とする真方位一三二度四五分の線上八〇〇メートルの点

を順次に結んだ線及び陸岸によって囲まれる区域。ただし、辺野古漁港を除く。

ア 北緯二六度三〇分三八・五秒、東経一二八度〇二分〇五秒

イ (一)イの点

- (六) 排水管のための水域 北緯二六度三〇分五九秒、東經一二八度〇二分五八秒を起点として真方位一九〇度〇〇分〇〇秒に延びる長さ二六〇メートル、直径〇・八メートル

二 用途

- (一) 第一区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。  
(二) 第二区域から第五区域までは、水陸両用訓練のために使用される。

三 制限

- (一) 第一区域は、常時立入りを禁止する。  
(二) 第二区域は、常時立入りを禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り小規模漁業（網漁業を除く。）に制限はない。

(三) 第三区域

ア 本区域は、船舶の停泊、係留及び投錨<sup>びよう</sup>、潜水並びにその他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業に制限はない。

イ 本区域を使用する際は、原則としてその十五日前（遅くとも七日前）に予告する。

(四) 第四区域は、潜水その他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業（網漁業を除く。）及び船舶の航行に制限はない。

(五) 第五区域

ア 本区域の使用を妨げない限り漁業（網漁業を除く。）及び船舶の航行に制限はない。

イ 本区域を使用する際は、その都度通告する。通告方法は、現地段階で調整する。

